

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

河内長野市が平成19～24年度の6年間、市街化区域農地に課せられる固定資産税、都市計画税を281万4,600円過大に課税徴収していたことが分かりました。対象者は31名（対象筆数は60筆）で、返還総額は還付加算金を含めると346万5,786円になります。市では2月19日から対象者宅を訪問し、謝罪するとともに速やかに返還手続きを進める方針です。

市街化区域農地の固定資産税、都市計画税は宅地並み課税されていますが、当該農地が生産緑地地区内の農地になった場合、地方税法附則第29条の2の規定により、当該年度分の税額を農地課税相当額に軽減しなければなりません。河内長野市において、平成19年～24年に生産緑地地区内の農地になった市街化区域農地については、その処理がなされていませんでした。

課税誤りの状況は下表のとおりです。なお、地方税法上、平成19、20年度分については還付できませんが、市の固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱に基づき返還します。また、当該農地が生産緑地地区内の農地になった翌年度の課税からは適正に農地課税しております。

●課税誤りの状況

年度	人数	筆数	(誤)		(正)		還付税額	還付加算金	返還額
			固定資産税	都市計画税	固定資産税	都市計画税			
24年度	5	9	1,844,600	469,700	1,685,500	400,700	228,100	14,100	242,200
23年度	3	4	1,539,600	478,000	1,298,100	373,700	345,800	35,800	381,600
22年度	4	6	1,816,200	559,600	1,613,900	471,300	290,600	36,700	327,300
21年度	3	6	1,369,400	382,100	1,201,200	309,000	241,300	48,700	290,000
20年度	3	3	1,133,800	398,100	938,400	312,400	281,100	72,912	354,012
19年度	13	32	9,612,700	2,742,800	8,616,400	2,311,400	1,427,700	442,974	1,870,674
合計	31	60	-----	-----	-----	-----	2,814,600	651,186	3,465,786

市としましては、税に対する信頼を揺るがす事態を起こしてしまい誠に申し訳なく思っています。今後はこのような事態を起こさないように努めてまいりたいと考えています。

【参考】地方税法附則

(市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となった場合における固定資産税及び都市計画税の減額)

第29条の2 市町村は、当該年度に係る賦課期日の翌日からその年の末日までの間において附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となった場合には、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地について附則第19条の3、第19条の4、第27条又は第27条の2の規定の適用がなかつたものとみなして算定した税額との差額に相当する額を当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。